

証券コード 4071
2022年11月28日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目9番2号
汐留住友ビル25階
株式会社プラスアルファ・コンサルティング
代表取締役社長 三 室 克 哉

第16期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施のうえ開催いたしますが、株主の皆さまにおかれましても、健康状態にかかわらず、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申しあげます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3頁の【議決権行使のご案内】をご覧ください、2022年12月15日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月16日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区東新橋一丁目9番2号
汐留住友ビル 25階当社会議室
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのない様ご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第16期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.pa-consul.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には記載しておりません。

- ・業務の適正を確保するための体制
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

なお、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、計算書類には本招集ご通知の添付書類記載のもののほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載している上記事項も含まれております。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.pa-consul.co.jp/>) に掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ご来場される株主様におかれましては、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 会場における新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主様同士の間隔に配慮した座席配置とさせていただくため、ご用意できる席数が少なくなっております。当日ご来場いただいても入場を制限させていただく場合がございますので予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

<株主総会当日の当社の対応について>

- 株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記の対応を変更する場合がございます。運営に関して変更等が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.pa-consul.co.jp/>) においてお知らせいたしますのでご確認ください。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席されない場合、次のいずれかの方法により議決権をご行使いただくことができます。議決権は行使期限の2022年12月15日（木曜日）午後6時30分までにご行使ください。

1. インターネットによる議決権行使



当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片に記載のログインID及び仮パスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使期限までに賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://evote.tr.mufg.jp/>



2. 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。ご返送の際は同封の記載面保護シールをお使いいただけます。

3. その他

- (1) 議決権をインターネットと議決権行使書面の双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるご行使を有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (2) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。

4. 「議決権行使サイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行 証券代行部

フリーダイヤル 0120-173-027（平日午前9時～午後9時）

(添付書類)

事業報告

(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

あらゆる情報がデジタル化されビッグデータ化する中で、当社は「見える化プラットフォーム企業」のビジョンのもと、先進的なテクノロジー活用によるデータを可視化する技術を武器に、ビッグデータ活用による企業の業務効率化や意思決定を支援するサービスを展開しております。

当事業年度の経営環境においては、企業のデジタル化シフトや働き方の見直しに伴う業務の自動化・効率化などへの取り組みが続いており、それらを支援するソフトウェアについては高い需要が維持されております。特に当社が手掛けるSaaS型クラウドサービスは、イニシャルコストを抑えて短期での導入が可能であることや、システム更新などの運用負荷を軽減できることから導入へのハードルが低く、企業規模や業種を問わず投資意欲が高く、市場成長をけん引しております。

当社では、2008年5月にスタートした見える化エンジンにより高収益を確立しながら、2011年7月に立ち上げたカスタマーリングスでは安定成長を継続し、2016年9月に参入したタレントパレットは高成長を続けております。いずれも継続収益が大部分を占めるSaaS型サービスであり、それぞれの事業による収益が上乘せされる形で成長を継続しております。全ての事業は黒字化しておりますが、高収益の安定事業、安定成長事業、高成長事業の組み合わせにより、全社ベースで高い成長率と利益率を同時に実現しております。

新規顧客を獲得するための活動としては、マス広告やWeb広告等によるオンラインマーケティング、展示会やWebセミナー等へのイベントへの参加により、当社サービスに関心をもつ顧客を集客し、導入を検討する企業にはサービス説明やデモを実施しながら受注を獲得してまいりました。またインサイドセールスやアウトバウンドなどの手法も活用し、潜在的な顧客に対して積極的に提案を行うことで、新たな顧客層の開拓を推進しております。

足元ではコロナ禍が収束に向かう中で、リアル会場での展示会やイベントなどの機会が増加してきており、参加者にデモや分析手法の紹介を行う機会を活用しながら顧客の導入意欲を高めております。

以上の取り組みの結果、当事業年度における売上高は7,910,662千円（前事業年度比29.3%増）となり、前年の高成長を継続しております。また将来の大きな

市場獲得を見据えて人員の採用やマーケティング投資などの積極的な成長投資を継続した結果、営業利益は2,663,704千円（前事業年度比26.4%増）、経常利益は2,671,659千円（前事業年度比27.7%増）、当期純利益は1,796,230千円（前事業年度比25.7%増）となっております。

セグメント別の経営成績は次の通りであります。

<見える化エンジン事業>

見える化エンジン事業は、コールセンターやマーケティング部門に集まる顧客の声に加え、近年拡大してきたソーシャルメディア上での口コミを分析できるツールを提供しております。

当事業では「顧客体験フィードバック」のコンセプトのもと、企業が顧客に提供したい顧客体験と、顧客の感じ方のギャップを分析する仕組みを提供しており、企業の商品・サービスの改善に対するソリューションとして事業展開を図っております。

コロナ禍の状況下で一部の観光・レジャーなどの業界において受注が弱含む状況はあったものの、顧客の声をマーケティングに活かす取り組みは着実に浸透してきていることから、全体としては当サービスへの引き合いは堅調に推移しております。またツール単体としての提供だけでなく、分析ノウハウや分析結果の活用方法などをコンサルティングとして提供しつつ、顧客内の幅広い部門での活用を促す取り組みを強化した結果、受注案件の大型化が進んでいるほか、既存顧客についても活用シーンの拡大とともに顧客単価は上昇傾向にあります。

足元では、ソーシャルメディアでの消費者ニーズの把握やコールセンターやコンタクトセンターなどでの顧客の声の分析や、社内のナレッジ蓄積と業務効率化等を目的としたサービス導入が好調に推移しております。

以上の結果、当事業年度におけるセグメント売上高は1,710,269千円（前事業年度比2.0%増）、セグメント利益は939,607千円（前事業年度比5.6%減）となりました。

<カスタマーリングス事業>

カスタマーリングス事業は、主にEC事業者や通信販売事業者向けに、顧客の属性、購入履歴、メール配信への反応等の情報に基づき、最適なキャンペーンを実施できる統合マーケティング・ツールを提供しております。

当事業では「実感型デジタルマーケティング」のコンセプトのもと、データの効率的な活用にとどまらず、オンライン施策が顧客行動に与える影響を分析・見える化することで、次の施策決定を支援し、また分析した結果を直接マーケティング施策に活用できるソリューションとして事業展開を図っております。

電子商取引市場の拡大により、顧客とのデジタル接点から収集した情報をマー

ケティング施策に活かす取り組みが広がっておりますが、デジタル・マーケティング分野は成長市場であることから新規参入も多く、競争環境は厳しくなっております。そのような環境の中で、当社は、多様な条件設定によりリアルタイムに有望顧客を抽出・可視化することで顧客に合わせたきめ細かなマーケティング・シナリオ構築と最適アクション実施を実現できるツールとして差別化を図っております。

当サービスへの引き合いは堅調に推移しており、顧客数の増加に加え既存顧客の利用度拡大に伴うプランアップにより顧客単価は上昇傾向にあり、収益拡大に寄与しております。

以上の結果、当事業年度におけるセグメント売上高は1,437,535千円（前事業年度比8.3%増）、セグメント利益は393,907千円（前事業年度比15.6%増）となりました。

<タレントパレット事業>

タレントパレット事業は、企業内に散在している社員スキル、適性検査結果、職務経歴、人事評価、従業員アンケート、採用情報などの人材情報を集約して分析・見える化できるプラットフォームを提供しております。働き方改革や労働人口減を背景とした人材活用プロセス（採用、教育、配置、評価）の質的向上や効率化を目指した人材管理のソフトウェア市場は急拡大しております。当社では、顧客基盤の拡大に向け、先行的に積極的な人員採用やマーケティング投資を実施しており、導入社数は急速に増加しております。

当事業では、人材情報をデータで見える化し、分析的視点での人事戦略を実現する「科学的人事」のコンセプトのもと、継続的にサービスの機能強化を図っているほか、導入企業へのコンサルティングを通じて蓄積された分析ノウハウや活用方法などをサービス強化に結び付けております。足元では「ジョブ型雇用機能」「健康経営機能」「人的資本管理機能」などのサービス強化を図るほか、Webセミナーの積極開催などの施策により、引き合いが増加しております。新規に導入する顧客については、従業員数が多い大手企業が増えていることと、オプション機能の導入やプランアップによるアップセルが進んでいることから、全体の顧客単価が上昇傾向にあり、収益拡大に寄与しております。

以上の結果、当事業年度におけるセグメント売上高は4,762,857千円（前事業年度比52.9%増）、セグメント利益は2,125,353千円（前事業年度比41.5%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において、重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2022年4月1日に株式会社ナシエルホールディングスが保有する株式会社グローアップの株式を35%取得いたしました。

(8) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 優秀な人材の確保

当社では、持続的な成長のために優秀な人材を確保することが不可欠と考えております。当社ビジョンに共鳴できる人材獲得のため、積極的な採用活動を推進するだけでなく、入社後に定着して能力を発揮できるよう研修の充実を図るなど職場環境を整備してまいります。

② サービスの付加価値創出

SaaS型サービスは、導入費用の低さや導入までの期間の短さから認知度が高まっており、今後も成長が継続すると予想しております。一方で、新規参入してくることで、今後はサービス提供者が増え、価格競争が進むものと考えております。当社では、顧客ニーズに合わせてサービスを進化させるとともに、新機軸のサービスを取り入れ差別化を図ってまいります。

③ 認知度向上とマーケティング強化

当社では、インターネットへの広告や展示会への出展等を通じて顧客獲得を進めてきましたが、さらに顧客基盤を拡大させるため、サービスの認知度を一層高めることが不可欠と考えております。幅広い顧客層にリーチするため、新しいマーケティング手法を取り入れるほか、マス広告等のメディア活用も取り入れながら、さらなる認知度の向上に努めてまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社が運営するサービスにおいては、顧客情報や個人情報を取り扱っており、これらの情報管理体制を強化することが重要であると考えております。プライバシーマークやISO/IEC 27001:2013及びISO/IEC27017:2015を取得しており、情報セキュリティに関する方針を定め、社内規程の整備や運用の徹底、研修の実施、社内システムの一層のセキュリティ強化等を通じて、これらの情報を厳正に管理するための体制の強化に取り組んでまいります。

⑤ システムの安定的な稼働

当社が運営するサービスはインターネットを利用したサービスであり、システムの安定的な稼働が不可欠であります。利用者の増加やデータ容量拡大に対応するため、システム投資、メンテナンス投資及び運用管理体制の強化を引続き行っておりまいます。

⑥ 社内管理体制の強化

当社が事業環境に適応しつつ、持続的な成長を維持していくためには、経営上のリスクを適切に把握し、当該リスクを適切にコントロールするための内部管理体制の強化が重要であると考えております。内部統制の実効性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役と内部監査室が積極的に連携して定期的な監査を実施するほか、役員・従業員に対しては研修の実施等を通じてコンプライアンス体制を強化してまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区分	第13期 2019年9月期	第14期 2020年9月期	第15期 2021年9月期	第16期 2022年9月期 (当期)
売上高(百万円)	3,439	4,726	6,118	7,910
経常利益(百万円)	995	1,445	2,091	2,671
当期純利益(百万円)	638	1,026	1,428	1,796
1株当たり当期純利益(円)	15.95	25.66	35.71	44.73
総資産(百万円)	3,418	4,473	6,135	7,944
純資産(百万円)	2,676	3,576	4,907	6,464
1株当たり純資産額(円)	66.79	89.13	122.25	160.57

- (注) 1. 2019年8月26日付で普通株式1株につき999株の株式無償割当及び2021年2月10日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っております。第13期の期首時点で当該株式無償割当及び当該株式分割が行われたとして、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容(2022年9月30日現在)

① 見える化エンジン事業

- ・クラウド型テキストマイニング「見える化エンジン」の提供
- ・見える化技術を使った協業ビジネス・新規事業創出、新商品開発
- ・ナレッジマネジメントシステム「アルファスコープ」の提供

- ・社内ナレッジ、営業ナレッジの共有システムの構築
- ② カスタマーリングス事業
 - ・クラウド型顧客育成CRMシステム「カスタマーリングス」の提供
 - ・顧客獲得、顧客育成のためのコンサルティング
- ③ タレントパレット事業
 - ・タレントマネジメントシステム「タレントパレット」の提供
 - ・人材の見える化による科学的な人事業務のための支援

(12) 主要な営業所（2022年9月30日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル
大阪支社	大阪府大阪市北区中之島二丁目2番2号 大阪中之島ビル
福岡支社	福岡県福岡市中央区薬院三丁目3番33号 グランドキャビン天神南

(13) 従業員の状況（2022年9月30日現在）

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
見える化エンジン事業	38名	4名増
カスタマーリングス事業	45名	2名増
タレントパレット事業	115名	31名増
全社（共通）	25名	1名減
合計	223名	36名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 平均臨時雇用人員については、従業員の100分10未満のため、記載を省略しております。

(14) 主要な借入先（2022年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年9月30日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 160,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 40,190,000株 |
| (3) 株主数 | 5,236名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三 室 克 哉	11,920	29.65
鈴 村 賢 治	8,280	20.60
野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合	6,093	15.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,679	6.66
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,651	4.10
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303	1,035	2.57
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UC I TS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 P CT	719	1.79
辻 本 秀 幸	502	1.25
野村信託銀行株式会社（投信口）	398	0.99
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	298	0.74

（注）持株比率は自己株式（93株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中における新株予約権行使により、普通株式の発行済株式の総数が140,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2022年9月30日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
 - ① 第1回新株予約権

名称	第1回新株予約権
保有人数	
取締役（社外取締役を除く）	6名
当社使用人	4名
新株予約権の個数	51,445個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,057,800株
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり14,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	発行価格 356円
新株予約権の権利行使期間	2019年9月30日～2029年9月29日
新株予約権の主な行使条件	（注1）

（注） 1. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由であると認めた場合は、この限りではない。
 - ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場していること。
 - ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ④その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 2021年2月10日付で行った普通株式1株につき40株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は調整されております。

② 第2回新株予約権

名称	第2回新株予約権
保有人数 当社使用人	106名
新株予約権の個数	21,585個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	863,400株
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり14,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	発行価格 350円
新株予約権の権利行使期間	2021年9月28日～2029年9月27日
新株予約権の主な行使条件	(注1)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員
の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定
年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由であると認めた場合は、この限りではな
い。
 - ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場していること。
 - ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めないものとする。た
だし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ④その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で
締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 2021年2月10日付で行った普通株式1株につき40株の株式分割により、「新株予約権の目
的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価
格」は調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 室 克 哉	—
取締役副社長	鈴 村 賢 治	タレントパレット事業担当/株式会社グローアップ 取締役
取 締 役	野 口 祥 吾	コーポレート部門担当
取 締 役	金 子 若 葉	タレントパレット事業担当
取 締 役	竹 内 孝	情報技術・イノベーションセンター担当
取 締 役	中 居 隆	見える化エンジン事業、カスタマーリングス事業 担当
取 締 役	西 村 光 治	弁護士 松尾綜合法律事務所 社員弁護士
取 締 役	水 迫 洋 子	OD L a b合同会社 代表社員
常 勤 監 査 役	長 野 雅 彦	—
監 査 役	落 合 誉	ESネクスト有限責任監査法人 理事パートナー
監 査 役	大久保 樹理	大久保樹理税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役西村光治氏及び水迫洋子氏は、社外取締役であります。
2. 上記社外取締役が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に特別な関係はありません。
3. 監査役長野雅彦氏、落合誉氏及び大久保樹理氏は、社外監査役であります。
4. 上記社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に特別な関係はありません。
5. 当社は、取締役西村光治氏及び水迫洋子氏、監査役長野雅彦氏、落合誉氏及び大久保樹理氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役落合誉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役大久保樹理氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 前川雅彦氏は、2021年12月17日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
9. 里井範子氏は、2021年12月17日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。
10. 松橋博氏は、2022年2月18日に取締役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役西村光治氏、取締役水迫洋子氏とは、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

また、2021年12月17日をもって社外取締役を退任いたしました前川雅彦氏及び

2022年2月18日をもって社外取締役を辞任いたしました松橋博人氏とも同様の契約を締結しておりました。

監査役落合誉氏、監査役大久保樹理氏とは、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、2021年12月17日をもって社外監査役を辞任いたしました里井範子氏とも同様の契約を締結しておりました。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬は、中長期的な業績向上や企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2019年9月27日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（同株主総会終結時の取締役の員数は7名。）、監査役の報酬額は、2019年6月30日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内（同株主総会終結時の監査役の員数は3名。）と決議されております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長の三室克哉氏にその具体的内容の決定について委任を受けるものとしております。代表取締役社長に委任する権限は、上記取締役会において決議された総額の範囲内における個人別の固定報酬の額の決定であり、これらの権限を委任し

た理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。なお、当該権限が適切に行使されるよう、1名以上の社外役員が参加する指名報酬委員会を開催し、その答申に従って決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	256,900 (8,200)	256,000 (8,200)	— (—)	— (—)	9名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	14,600 (14,600)	14,600 (14,600)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合計	271,500 (22,800)	271,500 (22,800)	— (—)	— (—)	12名 (6名)

(注) 期末現在の人員数は、取締役8名(うち社外取締役2名)、監査役3名であります。上記の支給人員との相違は、2022年2月18日に辞任した社外取締役松橋博人氏によるものです。

(5) 社外役員に関する事項

区分	氏名	出席状況及び発言状況 期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	西村 光治	弁護士として企業の危機管理やコンプライアンス体制に関する幅広い知見を有しており当該専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的立場から当社の経営に対する監督機能を十分に果たしております。また、当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、事業内容への質問や意見及び当社コンプライアンス体制に関して随時有益な助言、提言を行うことで社外取締役として期待される役割を適切に行っております。
取 締 役	水迫 洋子	長年に渡り企業の新規事業・組織開発に関わってきた知見を有しており当該専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的立場から当社の経営に対する監督機能を十分に果たしております。また、2021年12月17日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、事業内容への質問や意見及び当社コンプライアンス体制に関して随時有益な助言、提言を行うことで社外取締役として期待される役割を適切に行っております。
取 締 役	松橋 博人	IT/テクノロジー分野業務及び戦略コンサルティング業務に関わってきた経験から、適宜発言を行っております。また、2021年12月17日就任以降、2022年2月18日辞任までに開催された取締役会3回のうち2回に出席いたしました。
監 査 役	長野 雅彦	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回のすべてに出席し、主に金融・経済に関する専門的見地を活かし、かつ公正中立的な立場から適宜発言を行っております。

区分	指名	出席状況及び発言状況 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	落合 誉	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地を活かし、かつ公正中立的な立場から適宜発言を行っております
監査役	大久保 樹理	2021年12月17日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回及び監査役会10回のすべてに出席し、主に税理士としての豊富な経験と税務、会計に関する専門的見地を活かし、かつ公正中立的な立場から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,520千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,520千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで会計監査報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けております。配当政策につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、年1回の安定した配当を継続して実施していくことを基本方針とし、目標を配当性向20%としております。

内部留保資金につきましては、今後の経営環境の変化及び長期事業展開に対応し、当社サービスの技術革新、優秀な人材の獲得、及び成長分野への投資等に有効活用していきたいと考えております。

また、当事業年度の剰余金の配当につきましては継続的な安定配当の基本方針のもと、期末配当として1株当たり9円の配当を実施することを2022年11月14日開催の取締役会において決議しております。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,598,799	流 動 負 債	1,480,705
現 金 及 び 預 金	5,478,619	買 掛 金	104,540
受 取 手 形	13,532	未 払 金	167,337
売 掛 金	941,505	未 払 費 用	195,602
仕 掛 品	1,087	未 払 法 人 税 等	554,787
貯 蔵 品	2,253	未 払 消 費 税 等	138,063
前 払 費 用	156,018	契 約 負 債	146,421
そ の 他	6,066	賞 与 引 当 金	146,350
貸 倒 引 当 金	△284	そ の 他	27,602
固 定 資 産	1,345,971	負 債 合 計	1,480,705
有 形 固 定 資 産	174,144	純 資 産 の 部	
建 物	108,770	株 主 資 本	6,453,261
工 具 器 具 備 品	65,373	資 本 金	88,221
無 形 固 定 資 産	15,731	資 本 剰 余 金	78,221
ソ フ ト ウ ェ ア	15,731	資 本 準 備 金	78,221
投 資 そ の 他 の 資 産	1,156,094	利 益 剰 余 金	6,287,045
投 資 有 価 証 券	200,000	利 益 準 備 金	2,500
関 係 会 社 株 式	538,093	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,284,545
繰 延 税 金 資 産	132,653	繰 越 利 益 剰 余 金	6,284,545
そ の 他	285,348	自 己 株 式	△226
		新 株 予 約 権	10,803
		純 資 産 合 計	6,464,065
資 産 合 計	7,944,770	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,944,770

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,910,662
売 上 原 価		2,226,845
売 上 総 利 益		5,683,817
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,020,112
営 業 利 益		2,663,704
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	45	
有 価 証 券 利 息	3,140	
保 険 解 約 返 戻 金	15,415	
そ の 他	75	18,676
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	2,606	
本 社 移 転 費 用	7,643	
そ の 他	471	10,721
経 常 利 益		2,671,659
特 別 利 益		
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	13,623	13,623
税 引 前 当 期 純 利 益		2,685,282
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	903,642	
法 人 税 等 調 整 額	△14,590	889,052
当 期 純 利 益		1,796,230

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年11月22日

株式会社プラスアルファ・コンサルティング

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 直 人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗 野 正 成
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プラスアルファ・コンサルティングの2021年10月1日から2022年9月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月24日

株式会社プラスアルファ・コンサルティング 監査役会

監査役（常勤社外監査役）長 野 雅 彦 ㊞

監査役（社外監査役）落 合 誉 ㊞

監査役（社外監査役）大久保 樹理 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第3章 株主総会 <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	第3章 株主総会 <削除>

現行定款	変更案
<新設>	<u>(電子提供措置等)</u> <u>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第8章 附則	第8章 附則
<新設>	<u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第50条 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> <u>2 本附則は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役に1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	【再任】 みむろ かつや 三室 克哉 (1969年2月5日)	1993年4月 株式会社野村総合研究所 入社 2007年8月 当社 取締役 就任 2007年10月 当社代表取締役社長 就任 (現任)	11,920,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社の創業期より代表取締役社長として経営を指揮し、事業の持続的成長を牽引してきました。会社経営に関する豊富な経験と知見を有しており、今後も当社の企業価値向上と持続的な成長に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
2	【再任】 すずむら けんじ 鈴村 賢治 (1976年7月15日)	1999年4月 株式会社野村総合研究所 入社 2007年10月 当社 取締役兼顧客の声マネジメント事業部長 就任 2010年10月 当社取締役兼見える化イノベーション推進部長 就任 2014年10月 当社取締役兼カスタマーリングス事業部長 就任 2015年10月 当社取締役副社長 就任 2016年10月 当社取締役副社長兼タレントパレット事業部長 就任 (現任) 2022年4月 株式会社グローアップ取締役 就任	8,280,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社の創業期より取締役として当社の経営を担うとともに、各事業の営業部門を牽引してきたほか、主力のタレントパレット事業部門を統括するなど重要な役割を果たしております。今後も当社の企業価値向上と持続的な成長に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
3	【再任】 かねこ わかば 金子 若葉 (1977年4月21日)	1997年4月 山田薬品株式会社 入社 2007年8月 当社 入社 2014年10月 当社執行役員兼見える化エンジン事業部長 就任 2016年10月 当社執行役員兼カスタマーリングス事業部長 就任 2017年10月 当社取締役兼カスタマーリングス事業部長 就任 2019年10月 当社取締役兼タレントパレット事業部副事業部長 就任 (現任)	160,000株
	【取締役候補者とした理由】 コンサルティング業務における豊富な経験と幅広い見識を有しており、各事業部門の責任者を歴任してきたほか、主力のタレントパレット事業部門においてコンサルティング部門を統括するなど重要な役割を果たしております。当社のさらなる発展のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	【再任】 のぐち しょうご 野口 祥吾 (1970年11月21日)	1996年4月 株式会社大和総研 入社 2000年4月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現ゴールドマン・サックス証券株式会社) 入社 2002年8月 KPMGコーポレートファイナンス株式会社 (現株式会社KPMG FAS) 入社 2003年9月 ヤフー株式会社 (現Zホールディングス株式会社) 入社 2006年9月 株式会社アイフィスジャパン 入社 2007年3月 同社取締役 就任 2019年7月 当社取締役 コーポレート部門担当 就任 (現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 当社取締役就任以来コーポレート部門を統括しており、経営企画部門、人事部門、総務部門の責任者を歴任してまいりました。その過程で培った知見を活かし当社のさらなる発展のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
5	【再任】 たけうち たかし 竹内 孝 (1972年8月4日)	1995年4月 株式会社フィデス 入社 1997年9月 東京ソフト株式会社 入社 2007年9月 当社 入社 2014年10月 当社執行役員兼商品企画・マーケティング推進部長 就任 2015年10月 当社執行役員兼アルファスコープ事業部長 就任 2016年10月 当社執行役員兼情報技術・イノベーションセンター長 就任 2017年10月 当社取締役兼情報技術・イノベーションセンター長 就任 (現任)	160,000株
【取締役候補者とした理由】 幅広いITサービスの開発経験を有しており、当社の各事業のサービス開発とシステム基盤の構築に尽力してまいりました。各事業の開発部門を牽引してきたほか、情報セキュリティ強化や次世代技術開発の担当部門を統括するなど重要な役割を果たしております。当社のさらなる発展のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
6	【再任】 なかい たかし 中居 隆 (1968年9月17日)	1994年4月 株式会社野村総合研究所 入社 2004年4月 NRIサイバーバテント株式会社 (現サイバーバテント株式会社) 出向 2010年10月 同社 転籍 2016年2月 当社 入社 2018年10月 当社執行役員 就任 2019年10月 当社取締役兼見える化エンジン、カスタマーリングス事業担当 就任 (現任)	20,000株
【取締役候補者とした理由】 コンサルティング業務における実務経験や豊富な専門知識を有しており、各事業においてコンサルティング部門を牽引してきたほか、見える化エンジン事業部門およびカスタマーリングス事業部門を統括しております。当社のさらなる発展のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
7	【再任】 にしむら こうじ 西村 光 治 (1965年10月 6 日)	1992年 4 月 弁護士登録 東京弁護士会 入会 松尾綜合法律事務所 入所（現任） 2004年 4 月 中央大学法学部講師 就任（現任） 2007年 6 月 日本パーカライジング株式会社監査 役 就任 2014年12月 株式会社セラク取締役 就任（現 任） 2015年 3 月 カンロ株式会社監査役 就任 2015年 6 月 日本パーカライジング株式会社取締 役 就任 2017年 4 月 森ヒルズリート投資法人監督役員 就任（現任） 2018年 6 月 オーシャンネットワークエクスプレ スホールディングス株式会社 監査 役 就任（現任） 2020年10月 当社社外取締役 就任（現任）	0 株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士としての専門知識と企業法務に関する豊富な経験を有しており、法的な観点からの 助言・監視を期待できると考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであり ます。			
8	【再任】 みずき ようこ 水 迫 洋 子 (1966年 8 月30 日)	1987年 4 月 野村證券株式会社 入社 2000年 4 月 株式会社キャリアライズ 入社 2005年 3 月 株式会社スコラ・コンサルタント 入社 2008年10月 同社 代表取締役 就任 2016年 4 月 特定非営利活動法人 OD Network Japan理事 就任（現任） 2020年 5 月 OD Lab合同会社 代表社員 就任（現 任） 2021年12月 当社社外取締役就任（現任）	0 株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長年にわたり、企業の新規事業開発や組織開発に関わってきた知見を有しているほか、事 業会社での代表職を歴任しており、客観的で中立的な観点からの、助言・監視を期待でき ると考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
9	【新任】 むとう よしひこ 武藤 芳彦 (1960年6月25日)	1985年4月 日産自動車株式会社 入社 1987年7月 株式会社東急エージェンシーインターナショナル（現 株式会社フロンテッジ）入社 1995年11月 クアーズ・ジャパン株式会社 入社 1999年9月 ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）入社 2009年4月 ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社） 執行役員 就任 2012年8月 ユナイテッド・シネマ株式会社 代表取締役社長 就任 2014年11月 株式会社フリークアウト 執行役員 就任 2017年4月 株式会社エモーションテック 入社 2020年2月 株式会社イノビオット 取締役CSO 就任（現任） 2020年8月 株式会社エモーションテック 取締役 就任	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 IT／テクノロジー企業における経営経験やデジタルマーケティング領域でのビジネス知見を有しているほか、事業会社での代表職を歴任しており、客観的で中立的な観点からの助言・監視を期待できると考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西村光治氏、水迫洋子氏、武藤芳彦氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は西村光治氏、水迫洋子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、武藤芳彦氏についても、選任が承認された場合には独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社と西村光治氏、水迫洋子氏は会社法第427条第1項及び当社の定款第30条第2項に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、武藤芳彦氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。保険料は全額当社が負担いたします。本議案が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新する予定です。
5. 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結時）は以下のとおりであります。

氏 名	就任年月	在任年数
西 村 光 司	2020年10月	2年3ヶ月
水 迫 洋 子	2021年12月	1年1ヶ月

<ご参考>

第2号議案が承認された場合に当社が期待する分野

当社における地位 氏名	在任期間	企業経営	事業戦略	財務会計	法律 リスク 管理	営業 マーケ ティング	テクノ ロジー	人材管理
代表取締役社長 三室 克哉	15年 5ヶ月	○			○		○	
取締役副社長 鈴木 賢治	15年 3ヶ月	○	○			○		
取締役 金子 若葉	5年 3ヶ月				○	○		○
取締役 野口 祥吾	3年 6ヶ月			○	○			○
取締役 竹内 孝	5年 3ヶ月				○		○	○
取締役 中居 隆	3年 3ヶ月		○			○		○
社外取締役 西村 光治	2年 3ヶ月	○		○	○			
社外取締役 水迫 洋子	1年 1ヶ月	○				○		○
社外取締役 武藤 芳彦	—	○	○			○		

以上

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル25F



最 寄 駅

新交通ゆりかもめ

都営地下鉄大江戸線

JR

東京メトロ銀座線

都営地下鉄浅草線

「汐留駅」徒歩1分

「汐留駅」徒歩1分

「新橋駅」徒歩10分

「新橋駅」徒歩12分

「新橋駅」徒歩10分

※当会場には専用駐車場がございませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。